

米沢市地域医療を守り育てる条例(案)資料 ～米沢の地域医療の現状～

1. 地域全体で地域医療を守り育てる必要性(背景)

地域医療は、私たち市民が安心して暮らすために欠かすことのできないものです。しかし、その地域医療は今、医師や看護師などの担い手の減少(絶対数の不足)や、必要な人材が都市部に集中し地方では不足する地域偏在(相対的な不足)など全国的にさまざまな課題が生じています。

本市においても、今後ますます高齢化が進み、医療に対するニーズは増えていくものと考えていますが、かかりつけ医として重要な役割を担っている開業医についても医師の高齢化や承継問題が顕在化してきており、診療所の数は減少傾向にあります。

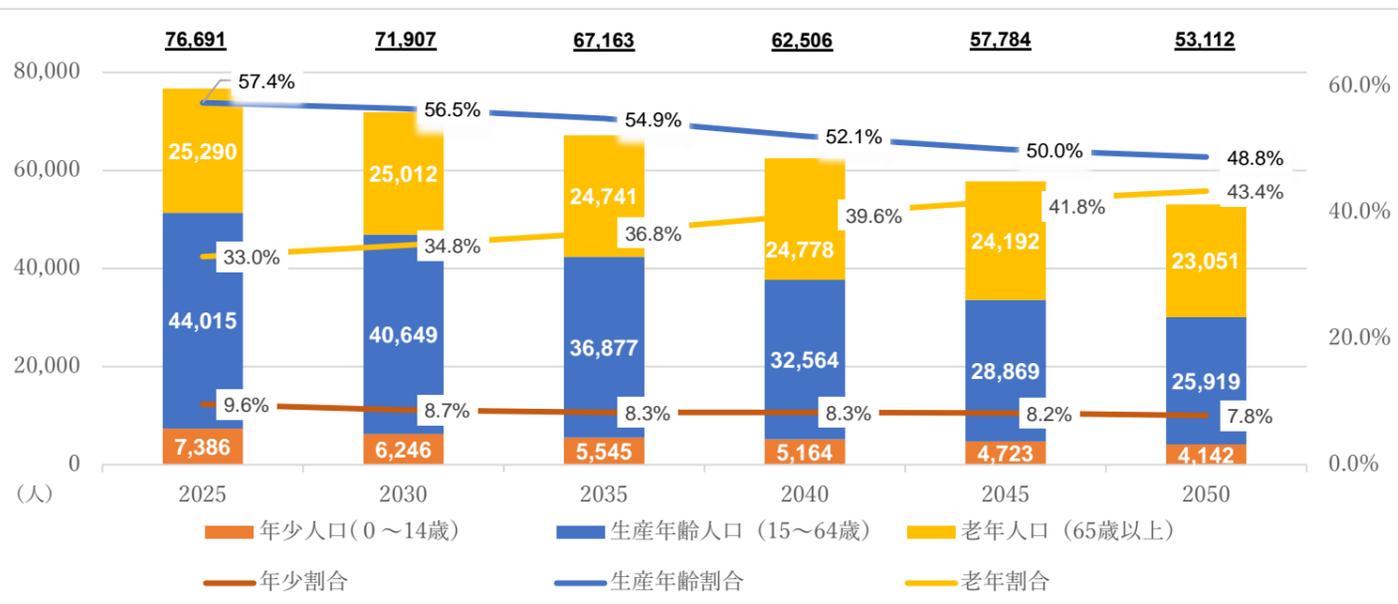
また、地域の基幹病院である市立病院と三友堂病院の機能が分化し、救急医療がすべて市立病院に集約された中で、地域医療を担う人材を安定的に確保できるかは市民生活にとって大きな課題です。

これらの課題については、医療関係者や行政が考えればなんとかなる問題ではなく、医療を受ける側の市民の皆さんも含めて全ての関係者で「米沢の地域医療を自分たちで守り育てていく」という認識を共有し、それぞれが積極的に役割を果たしていくことが必要になります。

2. 地域医療をとりまく状況

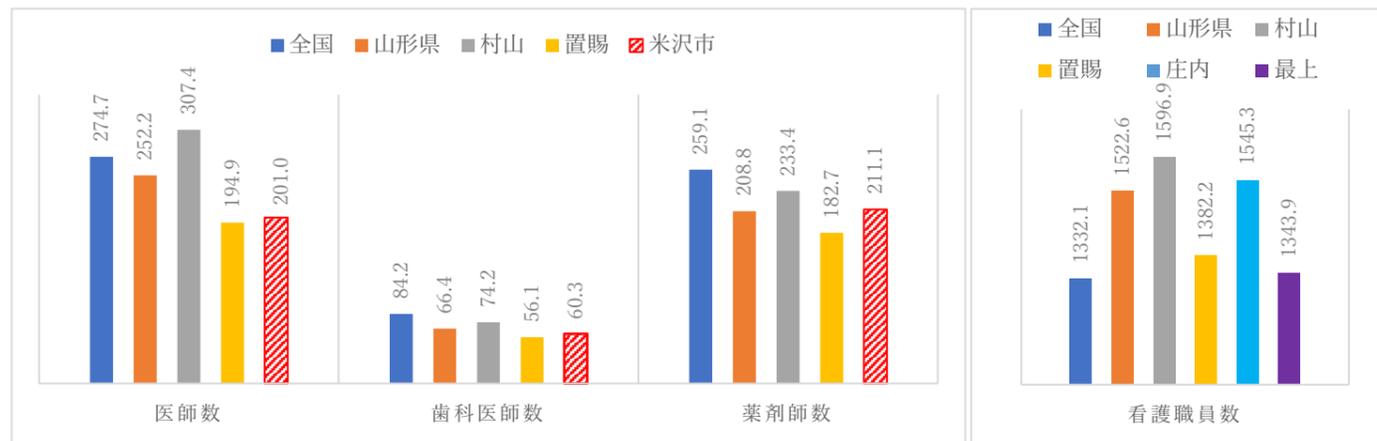
(1) 米沢市の人口推計(国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』)

- 高齢化が進む地域では医療を必要とする人の割合が増加し、将来にわたって安定的な医療従事者の確保が必要となります。その一方で、医療を提供する側である医療従事者は生産年齢人口の減少による就業者数減や高齢化の影響をうけて減っていくため、地域医療を担う人材の確保がますます困難になることが予想されます。



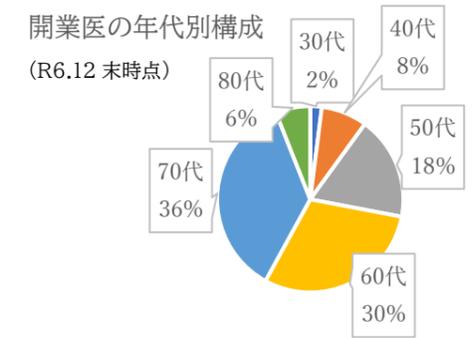
(2) 地域別の医療従事者数の比較(人口10万人対)(厚生労働省 令和4年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況、業務従事者届)

- 米沢市の医師数は人口10万人あたり201.0で、全国、山形県、村山地域を大きく下回っています。
- 米沢市の歯科医師数は人口10万人あたり60.3で、全国、山形県、村山地域を下回っています。
- 米沢市の薬剤師は人口10万人あたり211.1で山形県を上回るものの、全国、村山地域を下回っています。
- 置賜地域の看護職員数は人口10万人あたり1382.2で、山形県を下回り、県内では最上地域に次いで少ない状況です。



(3) 市内の開業医の状況

- 米沢市の開業医の平均年齢は65.0歳であり、60～80代が7割を超える年代構成となっています。
- 市内の開業医数は、令和2年以降に閉院した医院が11院に対し、開院した医院は4院となっており、5年間で計7院が減少しています。
- 特に小児科に関しては、現在市内に4院ある小児科開業医のうち1院が令和6年12月末で閉院予定です(※1)。残る3院の医師も70代のため、近い将来市内から小児科の開業医がなくなることも懸念されます。
- このような状況から、本市では令和6年5月に小児科開業医に対する開設支援補助金を創設し、現在、医師確保に努めています。

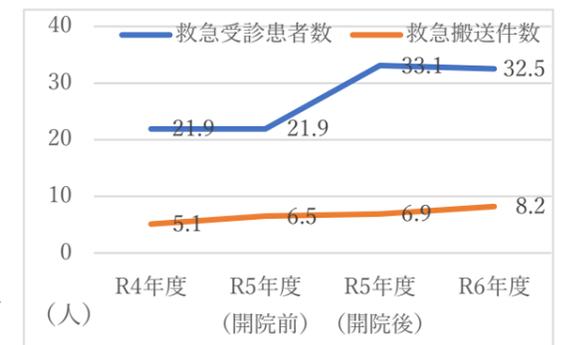


	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
市内の開業医数	計52院	計50院	計47院	計45院	計46院	計45院 診療科数62(※2)
閉院数	(3) 精神科、内科、外科	(3) 泌尿器、内科 耳鼻咽喉科	(2) 皮膚科、内科	(2) 精神科、内科	(1) 小児科(※1)	11院が閉院
開院数	(1) 耳鼻咽喉科			(3) 皮膚科、内科、内科		4院が開院

(※2) 主な標榜診療科 内科29、外科11、小児科3、眼科3、耳鼻咽喉科3、整形外科3、産婦人科2、婦人科2、泌尿器科2、皮膚科2、脳神経外科1、精神科1

(4) 市立病院の救急医療の状況

- 米沢市の救急医療体制は、令和5年11月の新市立病院開院を機にそれまでの輪番制を廃止し、新市立病院が24時間365日の救急を受け入れる病院になりました。
- 令和5年12月からは一次救急を受け持つ平日夜間・休日診療機能を市立病院の救急室に移行し、医師会の協力を得ながら軽症者から入院治療が必要な重症者まで市内全ての救急患者を受け入れています。
- 新病院の開院後、1日あたりの救急受診患者は約1.5倍(21.9→32.5)、1日あたりの救急搬送件数は約1.6倍(5.1→8.2)に増えています。



3. 条例制定の目的

条例では、本市の地域医療を守り育て、良好な地域医療体制を持続するために必要となる基本理念や、市民、医療機関、市立病院、事業者、地域団体及び市が果たすべき役割などを定めます。

4. それぞれが果たす役割(条例案から抜粋)

(1) 市民の役割

- ・適切な受診行動 → かかりつけ医(歯科医、薬局)をもって、診療時間内の受診を心がけること。
- ・日頃からの健康づくり → 健診や検診を積極的に受診すること。食生活や運動などの生活習慣に気をつけ、健康管理を行うこと

(2) 医療機関の役割

- ・医療機関の役割 → 医師や看護師など医療の担い手の確保や育成を図るとともに、良好な勤務環境を整えること。
- ・米沢市立病院の役割 → 市民から信頼される病院として医療サービスの向上を図ること。24時間365日の救急受入体制の充実に努めること。

(3) 事業者及び地域団体の役割

- ・従業員や団体構成員の健康づくりに必要な事業に取り組むこと。

(4) 市の果たすべき役割

- ・医療の担い手の確保や育成支援を行います。
- ・救急医療体制の維持、整備及び支援を行います。
- ・県、関係大学、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの各団体との連携を図り、地域医療体制の整備を行います。
- ・市民に対する適正受診の啓発や地域医療に関する情報提供を行い、健康及び医療に関する相談体制の充実に努めます。